

## 日本衣服学会優秀発表賞授賞内規

- 1 優秀発表賞の授賞は、本内規により行う。
- 2 日本衣服学会は、本学会で活躍することが期待される若手研究者等の研究の奨励を目的として、日本衣服学会優秀発表賞を授与する。
- 3 優秀発表賞の授賞資格は次のとおりとする。
  - (1)年齢は、概ね45歳以下であること。（大学院生はその限りではない。）
  - (2)口頭発表の筆頭発表者かつ演者。
  - (3)発表申込時に授賞審査希望の手続きを行っている者。
- 4 優秀発表賞の授賞候補者の選考は、優秀発表賞選考委員会が行う。
  - (1)優秀発表賞選考委員会を組織する。優秀発表賞選考委員会は、委員長1名を含む3名の委員をもって構成する。
  - (2)委員は、授賞候補者およびその共同研究者でない者とする。また、委員名は非公開とする。
  - (3)委員は、幹事会が選定し、会長が委嘱する。
  - (4)委員長は委員の互選とする。
  - (5)委員の任期は、委嘱の日から当該審査終了日までとする。ただし再任は妨げない。
  - (6)優秀発表賞選考委員会は、年次大会終了日に、授賞者を決定し、会長に報告する。
- 5 優秀発表賞授賞者の表彰は、原則として年次大会の懇親会において会長が行う。授賞者には、表彰状及び副賞を贈る。これらに要する費用は、本会経費をもって充当する。
- 6 優秀発表賞の公表は、表彰後、日本衣服学会のホームページ上にて行う。
- 7 本内規の改廃は、日本衣服学会幹事会の議を経て行う。

### 附則

この内規は平成28年9月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。